

意見書案第9号

TPP（環太平洋連携協定）交渉において農林水産分野の重要5品目などの  
聖域の確保を最優先し、交渉脱退も含め衆参両院の農林水産委員会における国  
会決議を遵守することを求める意見書

上記の意見書案を次のとおり提出します。

平成27年9月18日

提出者 環境経済常任委員長 浜中勝美

T P P (環太平洋連携協定) 交渉において農林水産分野の重要 5 品目などの聖域の確保を最優先し、交渉脱退も含め衆参両院の農林水産委員会における国会決議を遵守することを求める意見書

7月28日から4日間の日程で、米国・ハワイで行われていたT P P閣僚会合は、当初から困難な分野といわれていた知的財産権など、未解決の課題を残したまま終了した。

政府は、「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること」などとした国会決議を遵守すべきである。

本県では、特に米、牛肉・豚肉、乳製品について関税撤廃となれば、甚大な影響が予想され、農業者は廃業の瀬戸際に立たされている。

また、食の安全やI S D条項など、国民の暮らしやいのちに関する重要課題について不安を招来させぬよう、毅然とした交渉姿勢を貫き通すべきである。

さらにマスコミ報道で不安を抱いている全国の農業者に対し、懸念を払しょくする十分かつ明確な説明を行うべきである。

よって、下記のとおり対応されるよう強く望むものである。

## 記

1. 農林水産分野の重要 5 品目などの聖域の確保を最優先し、交渉脱退も含め衆参両院の農林水産委員会における国会決議を遵守すること。
2. 交渉により収集した情報について、国民に十分な情報開示を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 9 月 18 日

つくば市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 農林水産大臣  
経済産業大臣